［(a)～(i)　略］

(j)　自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(k)　自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(1)～(q)　略］

b　提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。ｆにおいて同じ。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［(a)～(l)　略］

(m)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(n)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(o)～(u)　略］

［ｃ～ｇ　略］

［(26)～(32)　略］

(33)　経営上の重要な契約等

［ａ～ｃ　略］

ｄ　最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下ｄ及び(67)ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下ｄ及び(67)ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｅ　［略］

［(34)～(51)　略］

(52)　取得自己株式の処理状況及び保有状況

ａ　取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第199条第１項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

［(a)～(i)　同左］

(j)　自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(k)　自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(1)～(q)　同左］

b　提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。ｆにおいて同じ。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［(a)～(l)　同左］

(m)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(n)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(o)～(u)　同左］

［ｃ～ｇ　同左］

［(26)～(32)　同左］

(33)　経営上の重要な契約等

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下ｄ及び(67)ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下ｄ及び(67)ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｅ　［同左］

［(34)～(51)　同左］

(52)　取得自己株式の処理状況及び保有状況

ａ　取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第199条第１項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。